

「情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」の変更案

【変更後の事例】

14 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百三十二の項）に準ずる独自利用事務

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、六十五歳四十歳以上の者又は介護保険法第二条第一項に定める「要介護状態又は要支援状態の者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合（なお、介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合を含む。）

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の保健医療の向上又は福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進（向上）」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 高齢者等の医療費助成に関する事務

イ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

ウ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））

エ 上記アからウまでのいずれかに類する事務

※ 介護保険法に基づく地域支援事業（法定事務に係るものを除く。）及び市町村特別給付については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。